

後期高齢者医療保険料が変わります

1. 保険料率の改定

平成21年度		平成22年度	
所得割率	7.5%	所得割率	7.7%
均等割額	39,900円	均等割額	40,800円

2. 低所得者に対する軽減措置は平成21年度と同様に継続されます。

○均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者及び世帯主）の所得の合計	軽減割合
33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割
33万円以下（上記以外）	8.5割
33万円+24万5,000円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下	5割
33万円+（35万円×世帯の被保険者数）以下	2割

○所得割の軽減

被保険者の所得に応じて、所得割が軽減されます。

所得	軽減割合
基礎控除（33万円）後の総所得金額等が58万円以下	5割

3. 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置も継続されます。

所得割額	均等割額
負担なし	9割軽減

65歳以上の方の平成22年度介護保険料が決定しました

高齢者の人口の増加と、核家族化が進む中、近年、介護にかかる費用は増加を続けています。被保険者のみなさんが、住み慣れた地域で、その人らしい生活を送り続けるために、高齢者の生活を支える介護サービスの財源を確保しなければなりません。

増額となるものですが、どうかご理解とご協力をお願いします。

平成22年3月まで

所得段階	年間保険料
第1段階	基準額×0.5 24,000円 (月額2,000円)
第2段階	基準額×0.5 24,000円 (月額2,000円)
第3段階	基準額×0.75 36,000円 (月額3,000円)
第4段階	基準額 48,000円 (月額4,000円)
第5段階	基準額×1.25 60,000円 (月額5,000円)
第6段階	基準額×1.5 72,000円 (月額6,000円)

平成22年4月から

所得段階	年間保険料
第1段階	基準額×0.5 25,200円 (月額2,100円)
第2段階	基準額×0.5 25,200円 (月額2,100円)
第3段階	基準額×0.75 37,800円 (月額3,150円)
第4段階	基準額 50,400円 (月額4,200円)
第5段階	基準額×1.25 63,000円 (月額5,250円)
第6段階	基準額×1.5 75,600円 (月額6,300円)

- 第1段階：生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方
- 第2段階：世帯全員が住民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
- 第3段階：世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方
- 第4段階：世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方
- 第5段階：本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方
- 第6段階：本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方

※詳しくは、7月中旬発送予定の「平成22年度介護保険料決定通知書」をご覧ください。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、みなさんの医療・介護を支える大切な財源です。納付をお願いするとともに、納付が困難になったときは、必ず、ご相談いただきますようお願いいたします。

また、転入、転出などによる保険資格の異動につきましても不明な点がございましたらお問い合わせください。

◆問い合わせ先

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること・・・保険年金課
- 介護保険に関すること・・・福祉課
- 各種保険税（料）の納付に関すること・・・収納課